

中世前期における都市ケルン

向田伸一*・池谷文夫**

（1994年10月12日受理）

Die Stadt Köln im Frühmittelalter

Shinichi MUKOHDA and Fumio IKEYA

(Received October 12, 1994)

Zusammenfassung

In Köln finden wir den engen Zusammenhang zwischen dem Altertum und dem Mittelalter, der auf die archäologische, stadtopographische Erforschung beruft. In Frühmittelalter hat Erzbischof Bruno als der Stadtherr die fördernde Rolle bei der Bildung der Marktsiedlung, des Pfarrsystems und der städtischen Gerichtbarkeiten, die die Exemption aus Gaugerichtsbarkeit erreicht haben. Köln zeigt uns die Zentralität im kirchlichorganisatorischen und kultischen Bereich auf. Dazu sind da manche geistliche Grundherrschaften zusammengelassen, so dass sie als die Obererhebungsorganisationen funktioniert haben. Folglich können wir sagen, dass die Grundlage der Wirtschaft von dem Stadtherr und der Grundherrschaften gestellt und gefestigt geworden sei.

はじめに

これまで西欧中世都市史研究は古代末期から中世盛期まで「都市のない千年」を想定し、外部からの刺激つまり遠隔地商業が都市を形成し、都市領主と都市市民、都市と農村を対立的なものとして捉えるピレンヌ以降の社会経済史的研究が、その主流を占めてきた。しかし近年の研究—とりわけ1970年代以降—は都市を周囲の農村との関係の中に位置し、それとの交易によって都市が形成され、その際都市領主は都市と対立するものではなく、都市形成に関して促進的役割りを果たすことを強調している。よって本稿は旧来の研究のモデルとされてきた都市ケルンを例にとり、古代中世間の連続性、都市形成に際しての都市領主の促進的役割—ケルンを中心とした古典荘園制の租税徴収機構、商人街区と港湾の建設—を吟味することにより、新たな中世都市像をイメージすることを目指すものである。

*茨城大学大学院教育学研究科社会科教育専修。

**茨城大学教育学部社会科教育講座西洋史研究室（〒310 水戸市文京2-1-1）。

1. 古代中世間の連続性の問題

都市ケルンの起源は、ウビー人の都市 *Oppidum Ubiorum* に遡る。前53年カエサルがこの地方に住んでいたエブロー族 *Ebronen* をせん滅した。当時ラインの右岸、ズィーク川とメイン川の中間の地域には、同じくゲルマンの一族であるウビー人 *Ubier* が住んでおり、彼らは自己保全のためにカエサルに協力する態度をとったため、近隣のゲルマン諸族と敵対関係に陥り、自らの定住地において安全を見いだせない状態になっていた。そのため彼らは、カエサルの同意を得て、徐々に無人となっていたライン左岸の地に移住を開始した。このような経緯を経て、紀元前38年ケルンの地に派遣されたローマの将軍アグリッパが、そこに計画的に、ウビー人の定住地の中心地として、土壁で囲まれた要塞都市をローマ兵とウビー人の協力によって建設するに至った。かくして生み出されたのが *Oppidum Ubiorum* である¹⁾。

紀元頃になると *Oppidum Ubiorum* 内部にローマの神を祭る祭壇 *Ara Ubiorum*（「ウビー人の祭壇」）が作られている。この祭壇が設けられたことによって *Oppidum Ubiorum* は精神的中心地の一つともなり、以後 *Ara* とも称されるようになった。このような全帝国に知れ渡っており超地域的な *Ara Ubiorum* の神聖性は都市の指標つまり中心地機能の一つに数え上げられる²⁾。

紀元50年にはここで生まれた皇妃アグリッピナ *Agrippina* によって *Colonia Claudia* にイタリア法が与えられるとともにこの都市の機能は相当な上昇、とりわけ都市的生活、建築上の都市景観と快適さを経験した³⁾。まず地誌的外面的変化として紀元50年から70年の間に新たに石造の城壁が築かれている。それは九個の城門と二十一個の塔を備え、8メートルの高さで、一辺が900ないし1200メートルの正方形を成していた⁴⁾。

法制的側面における変化は以下のことが挙げられる。植民都市への昇格によりローマの娘都市になり、それは奴隷制的古代都市の構造を持つローマ市民の自治都市になったことを意味した。行政・裁判は市民によって自治的に行われた。都市自治の頂点には二名の二人官 *duoviri* がおかれ、彼らは市長であると同時に最高の都市裁判官であった。つまり都市参事会や市民総会を召集したり、共同財産を管理したりすると同時に、裁判をも主催した。その下には二名の按察官 *aediles* が存在した。彼らは警察並びに道路、建築、市場等に関する行政を司った。さらに都市の財政を監察する役人として、二名の財務官 *quaestor* が存在した。以上の役人は市民によって任期一年で選ばれたのであるが、彼らの職は無給であり、逆にその任務のためには多くの出費を必要としたので、これらの役人に選挙されたのは常に富裕な市民であった。彼らは一年の任期が終わると終身の都市参事会 (*ordo decurionum, Senat*) の一員となる⁵⁾。

この時期には祭壇の超地域的な意義は既に衰えていたが、その代わりケルン市内にはいくつかの神殿が設けられていた。その内最大のもは、ローマの三大国家神たるジュピター、ジュノ及びミネルヴァを祭る神殿（国家の聖殿としての *Capitolstempel*）であり、この場所には12世紀に教会マリア・イム・カピトール *Maria im Kapitol* が建てられている⁶⁾。

市の北東の隅には、商業取引の神メルクールの神殿があり、後の聖アルバン教会（12世紀建設）の位置には、軍神マルスの神殿が立てられていた。以上のようなローマの神々を祭る神殿の他にも、ケルン市内には、ウビー人の神殿や、ペルシアの神ミトラ、エジプトの女神イシスの神殿も存在した⁷⁾。

1世紀末から2世紀はじめにかけてキリスト教が伝わり、3世紀には聖女ウルズラ、4世紀には聖ゲレオンのごとき殉教者を出し、それら殉教者の墓地の傍らには、後に殉教者記念堂が建てられた。聖ウルズラ教会、聖ゲレオン教会（共に4世紀創建）は、それら初期キリスト教殉教者記念堂が発展したものである。また355年以前に市壁外の現在の聖セヴェリン教会の位置に教会が建てられていた⁸⁾。

以上のような異教・キリスト教の墓地領域、殉教者の墓つまり後の修道院といった礼拝所の意義は、古代中世間の連続性の問題においては決して見過ごされてはならない。上述したように、ケルンはローマ人がくる前から異教の聖地と祭壇があり、それ以後も依然として祭儀中心地であり続けた。異教の聖地は、キリスト教時代には殉教者の墓地になるというパターンが生じ、その場所に記念の祭壇、その後殉教者の教会が生じ、そして最終的には中世高期に殉教者の記念碑に礼拝堂が捧げられるというパターンが生じた。このように崇拜された死者は埋葬地を持続的吸引力を持つ祭祀中心地となさしめた。

帝政初期における政治史的動向としては次のような事件が挙げられよう。69年にはライン下流に住んでいたバタヴィー人がローマの支配に対抗して反乱を起し、一時ケルンは占領されているが、皇帝ドミティアヌスの時代（81-96年）に新設属州下ゲルマニアの首都となっている。この結果ケルンには属州長官が任命され、属州長官の政庁がおかれた。これは今日のケルン市庁舎の位置にあった⁹⁾。

帝政末期・ローマ支配の終焉期のケルンの状態はいかなるものであったか。3世紀中ごろにはライン左岸にゲルマン人（フランク人）が侵入し、破壊、略奪を行っている。310年には、コンスタンティヌス大帝の命により、対岸のドイツ Deutz に要塞を建設したが、355年にはフランク人（リプアリア人）による破壊と一時的占有を経験した。この時ケルンの市壁の塔は一つを除いて全てが破壊されている。この後406年に最終的に占拠されるに至った。410年以後は彼らによって継続的に占拠支配され、5世紀中ごろには一時ローマ將軍アエギディウス Aegidius によって奪い返されるが、456年から510年の間に再びリプアリア人の手に落ち、ケルンはリプアリア王の居住地となっている¹⁰⁾。

以上の政治的混乱の時期に、ケルンを都市的居住様式と生活様式に引きとどめ、都市的居住の慣習づけを作り出したのは司教と聖職者である¹¹⁾。特に大司教は、古代から中世への混乱した時期に、都市領主として周壁建造と他の公共建築の配慮をし、しばしば市民とともに行動し、ある時はまた市民の集會を指導した。863年以来ケルン地域はノルマン人の侵攻地域となり881、882年にケルンは破壊されているが、883年に大司教は周壁改修を指示し、危機の回避に努めている。さらに彼は、応急処置のための周壁再建を行っただけでなく、商人定住地である郊外市において繁栄している経済生活をも周壁内に編入した¹²⁾。このように政治的リーダーシップを発揮した大司教はケルンにおける都市的要素の維持に貢献しており、ここにおいても都市生活の連続性は明かである。

礼拝所や大司教といった宗教的生活や政治的リーダーの他に、経済生活においても連続性を示すいくつかの事例が示され得る。まず商工業に関して連続性を示唆するものについてはケルンのガラス工場の最も優れた破片、Diatrerのガラス製品、宙に舞う貝で装飾された高つき杯が挙げられる。高つき杯は表面を異教的、キリスト教的テーマでもって刻印されており、金色のガラス、色を塗られたガラスは4世紀に由来し、Jesendorfタイプによって描かれたガラスはケルンにおいて製造されている。このようなガラスはケルンでは人気がなく、ただ輸出のためにだけに製造されたものである¹³⁾。

4世紀にはなお活発な建築活動を確認する事ができる。ゲレオン教会は4世紀中ごろに建設されたものであり、今日の大聖堂の下にある司教座教会の領域において、その全世紀を通じて建設が行われ

ていた¹⁴⁾。

一方、ケルンの自治行政は中央から派遣された財政監督官 *defensor civitatis* と護民官 *curator* の設置によってその終息を迎え、都市の「自治」という観点からは連続性は認められない。しかし、諸都市の都市自治崩壊を国家権力の厳しい干渉に帰因させるのは、ケルンのような帝国国境沿いの繁栄している都市に関しては問題である。確かに市参事会員や都市貴族のそれ自体名誉ある地位は、ローマ帝国末期の強制国家の時代において富裕な階級にとっては重荷になった。彼らは都市から退去したり市参事会員としての活動を損なわれぬ為に必要な限度額を越える程の財産譲渡を禁じられた。このような統制経済の惨めさにも関わらず、さらに富裕な人々が存在していたことは、周壁の前にあるローマ人のヴィラ *villa* の庭園で発見されている多くの墓とりわけ石棺から見ることのできる¹⁵⁾。

また路上や小屋に住んでおり、その日暮らして主に娯楽で生活していた身分の低い民衆は、都市の本質的な指標として無視されてはならないであろう。コントロールニアト貨 *Kontorniat*¹⁶⁾ の表側には人氣の馬ヘリオドゥロムス *Heliodromus* を伴った赫々たる勝利のカドリガ *Quadriga*（四頭立て二輪戦車）、裏側にはしゅろの枝を持った勝者と二番目の選手が刻まれている。この貨幣は、沈み彫り宝石のカットを持った珍しい西方由来のコントロールニアトであり、特徴的なことには、裏側に彼らの異教的神話、詩人、皇帝を伴った異教的反動の宣伝がない。ケルンの人々は、ガリア西部において支配的であるように、明らかにそのような政治的テーマに関してほとんど関心を持っておらず、娯楽のみにふけていたと言えよう。この見地は、百年後のサルヴィアン *Salvian* による「教会は空にされ、競技場は満たされる *ecclesia vacuatur, circus impletur*」という簡潔な文で理解される¹⁷⁾。

ケルンにおけるローマ支配の終焉は460年代後半である。サルヴィアンによれば40年代にはケルンは「敵によって満たされていた」と報告されている。しかしこの場合「敵」であるフランク族は既にローマ側の勤務についていたフランク族が問題とされている。事実ケルンでの最後の戦い（458年または459年）の際に、おもにローマ側に同盟し、既に都市内に定住していたフランク族は、新たな侵入者に対して身を守っている。また、これより少し前の451年にフン族に対する大きな戦闘の際に、ライン沿いフランク族国王の息子はアエティウス *Aetius* の側について戦っており、他方彼の兄弟はアッティラ *Attila* に助力を求めている¹⁸⁾。

次いで507年に国王ジキベルトは、古くて活動が麻痺した「ケルンを放棄している」（*egressus e Colonia civitate*）が、520年にはクロードヴェヒの長男とクレルモンの聖ガルス *Gallus* がケルンに滞在している。後者は異教の神殿に火を放ち王宮 *aula regia* に逃げ込まねばならなかった。590年に司教エベルギシル *Ebergisil* は、聖ゲレオンにおいて発病し、そこで治癒している。そしてキルデベルト2世は二度ケルンで印を押ししており、612年には彼の二人の息子の間には紛争が勃発している。負けたテウデベルト2世 *Theudebert II* は都市ケルンに逃げ込み、切り落とされた首は「市壁越しに」（*per murum civitatis*）その前に陣を敷いていた兄弟に渡されている。700年にカール＝マルテルは内乱者にして義母であるプレクトゥルーディス *Plectrudis* を追ってケルンに入城したが、この時後者は「堅牢な宝石箱を持ってケルンへと後退してきていた（*cum infinitis thesauris Coloniā secessit*）」¹⁹⁾。

こうした史実は明らかにケルンの都市生活の連続を推測させるものであるが、これは最近の考古学的調査によって裏づけられる。旧ローマ市場内での土器の発掘状況を見ると、現在のホーエ通り *Hohestrasse* を境として、その東半分で密に、西半分で疎らに出てくる。大部分はカロリング期のもので、メロヴィング期の陶器は二個だけしか発見されていない。従って土器の出土状況は、上述したメロ

ヴィング期の政治的事象と対応しないものであり、旧ローマ市域の西半分が草地と化したというこれまでの説を肯定するかのようであるが、それは状況を大きく変えるものではない²⁰⁾。

古代中世間の連続性についての確実な手がかりは、今日のそしてローマ時代の二つの中心点、つまり参事会会館Rathausと大聖堂 Kathedalkircheにおいて見いだされる。まず参事会会館に関してであるが参事会建築物にあるゴシック様式のハンザホールを持つ最古の建築物の北西部が第二次世界大戦で破壊され、1953年により大きな新しい建築物に建て替えられた。その際ローマ都市の政庁 Praetoriumが発見された。それはメロヴィング、カロリング期を通じて宮廷としての役割を果たし続け、9世紀に至り、政庁curtus regiaは、大聖堂の南側に移された²¹⁾。

そしてミニステリアーレン、フォークト、関税徴収官、貨幣製造者の住宅がその南部に少し離れてある。つまりこれらの館はローマの政庁宮廷 Praetoriumspalastのもとで半円を形成している。その政庁宮廷には、以前の保護のための官庁付属礼拝堂としてのラウレンティウス教会が編入されていた。またユダヤ人居住区は南部で半円を終えている。なぜならばユダヤ人も国王宮廷の近くに属していたからである。このユダヤ人地区は宮廷の大聖堂 Domhof 南部への移転の後に、古い praetorium の空いた敷地に拡張した。このように行政機能は、Praetorium から curtus regia へとといったその地誌的移动を経験しながらも、存続していたことが観察される²²⁾。

それでは大聖堂は、考古学的調査によって連続性の観点からどのように評価されるであろうか。大聖堂教会は、後期ローマ時代以来今日の位置にある。この位置は段丘の縁にあり、4世紀後半までは1世紀に由来するメルクリウス＝アウグストゥス Mercurius-Augustus 神殿が建っていた。神殿の隣には初期キリスト教の列柱に囲まれた中庭があった。それをはさんで東方には洗礼堂 Baptisterium が、西方には司教教会が建てられていた²³⁾。

神殿の取り壊しの後に、中庭 Atrium は整地され、洗礼堂は新しく建てられた。これはローマ支配末期の数十年に起こったに違いない。460年と540年の間に、中庭の真ん中に、東側に半円形の壁が幔を持った小礼拝堂が建てられ、この中においてはローマ期以後に受け継がれた洗礼堂が新しいそしてこれまでと違った様式に形成された洗礼堂に取り囲まれた。後述するように550年以後に、二人の高貴な人物の埋葬後すぐに小礼拝堂は取り壊され、教会内部に中庭は編入された。これはライン川の方角への大聖堂の最初の延長であった。その延長の度に地上に土が運ばれ、数世紀の経過する内に「大聖堂の丘」が形成されていった²⁴⁾。

6, 7世紀においてこの司教教会はベマ Bema – 祈祷文朗読台 – を所有している。これは主に東方教会建築物によって知られているものであり、言葉による礼拝式の際の朗読のために用いられた。それは建築内部の一層の変更により取り除かれ、その代わりに長い長方形の壁が設けられた。結局何度も変化したメロヴィング期の教会の上に包括的な建造物がカロリング期に至って建設されている。カール大帝の宮廷付き首席司祭で最初のケルン大司教であるヒルデボルト Hildebold に至って、初めて教会は今日のドームの中心部にその輪郭を描きつつ位置することになる²⁵⁾。

1959年に前述した中庭における高貴な人物（婦人と幼児）の二つの墓が Kirchenfamilie の後ろ側で発見された。そこからは紡ぎ車のはずみ車、装飾品、軍装品、婦人の銀製の聖遺骨のカプセル、そして幼児の武器が発見されたが、陶器は発見されなかった。装飾品や軍装品はおそらくケルンの工場制手工業者の製品とみなすことができる。多くのガラス製品とりわけ線状で飾られた瓶はまだローマ末期のガラス工場の伝統を受け継いでいる。ガラス製造者はフランク族の征服後すぐに森に逃げ

込み、そこからケルンの宮廷に彼らの製品を配達していたようである。婦人の装飾品は当然一般的にケルンの宮廷付金細工師の製品とみなされている。これらの金細工師の製品には貨幣と同じくあらゆる獣の装飾が全く欠如しているにも関わらず、彼らをローマ期の宮廷付金細工師の後継者とみなすことができる。

またフランク人は彼ら自身でも手工業を営んでいる。それらの原型はフランク的ではあるが、ローマの要素も取り入れられている。セヴェリン教会にある高貴な人物の墓は司教座教会にある国王宮廷の壮麗さに比べてかなり劣っているが、それでもやはり都市周辺より古い墓よりは豊かに装飾が施されている²⁶⁾。

都市生活の持続ないしは推進の目印ともいふべき教会施設の発達ぶりはどうであったろうか。ケルン司教の名が資料に現れるのは313年であるが、ローマ末期までには、ドームの他に、キヴィタス周辺部に三つの教会が生まれている。聖グレオン St. Gereon, 聖セヴェリン St. Severin, 聖ウルズラ St. Ursulaがそれである。メロヴィング期にはいと、聖クニベルト St. Kunibert (663年資料初見), カピトルの聖マリア St. Maria im Capitolがキヴィタスの外、および内部に建てられるが、後者はプレクトルーディスによってカピトル神殿の後に建てられ、おそらく宮廷付属教会の役割を果たしたと思われる。カロリング期には聖アンドレアス St. Andreas (817年), 聖パンタレオン St. Pantaleon (866年), 聖ケキリエン St. Caecilien (888年, 941年再建), オットー期にはドイツ Deutz (1002/20) マリア・アドゥ・グラドゥス Maria ad gradus (1056年以前), 聖ゲオルグ St. Georg (1059年) 各修道院が建てられている²⁷⁾。

そしておそらく10世紀の半ば大司教ブルーノ（在位953-965）の時、ドーム管轄の一教区であったキヴィタスは、聖コロンバ St. Columba, 聖ラウレンティウス Laurentius, 聖アルバン Alban, 聖マリア（カピトル）の四教区に分けられた模様である。このうち聖マリアの教区管轄権が、その後、聖ペーター＝聖パウル教会へ、さらに（小）聖マルティン教会 St. Martin (klein)へと引き継がれ、聖マリアの持つ教区教会序列筆頭権を（小）聖マルティンが継承することになった。それより前、935-965年にはライン川沿いの外市 Rheinvorstadt に著名な（大）聖マルティン修道院 St. Martin (gross)の建立を見ている。このような教会及び教区の順調な増加は市民生活の着実な発展を意味するものであろう。また、この多数の教会が逆に市の経済活動にとって大きな需要源となったことは容易に推測できる²⁸⁾。

このように貴金属細工、ガラス製造、製陶の手工業者の存在、ユダヤ人街区の拡張等から商工業はケルンにおいて継続し、それは同時にケルン都市生活の連続性をも示唆し得るものと考えられる。地誌的に都市の連続性が確認されるのは都市の東半分であって、西半分は農村的色彩を示しており、ローマ末期からカロリング期にかけて、ライン郊外市と周辺地域がキヴィタス区域に編入されていった。

以上からフランク期におけるケルンが後代の都市について本質的な指標となる「自治」には欠けているが、祭祀中心地としての機能、人口集中、手工業と商工業の存続において、都市たることを止めていないと言える。

2. ケルン大司教の都市形成における促進的役割

大司教が、古代中世間の政治的混乱の時期に果たした役割は非常に大きなものであったが、10, 11世紀の政治的安定期においてもその果たした役割は同様に大きなものであった。とりわけブルーノ Bruno (953-965) が挙げられよう。都市発展の第一局面である都市領主の時代は、彼の時代に基礎づけられたといってよい。ブルーノはオットー1世の末の弟であり、大司教として選出される以前はオットーの腹心であった。彼は単にケルン大司教であっただけでなく、ロートリンゲン大公にもなっている。オットーが東部国境での紛争に注意を払わねばならなかったときに、ブルーノは帝国西部の後見人 (tutor, provisor) であった。彼はまた唯一継続的にケルンに滞在した都市領主でもあった。さらにオットーは他の教会についても寛大であったので、11, 12世紀にケルン大司教が享受した地方領域の領主権は大司教ブルーノの時代に置かれたようである²⁹⁾。

一通の特許状も存在していないが、大司教権威のある側面は確立され得た。彼はケルンにおいて貨幣製造所を持ち、国王の権威によって彼に委任された。そこで製造された貨幣は一方の面にはブルーノの名前が、他方の面には皇帝の名前が刻まれていた。なお貨幣製造所に対する国王の権威は多少存在していたが、貨幣製造所が大司教の手に移り、さらに後に都市の手に移ると消失した。市場もケルンにおいては10世紀に確立された。994年オットー3世の特許状においてそれは初めて言及されているが、実際にはより古いものであったであろう。ケルン商人に与えられた皇帝の特権と諸権利は、994年 Quedlinburg の商人達のような他の商人グループへの類似した賦与にとつてのモデルとしても役立った³⁰⁾。市場とともに大司教は一定の関税権と徴税権を受け取った。市場税に加えて、彼は1167年にライナルト・フォン・ダッセル Rainald von Dassel に賦与されたアンデルナッハの重要な要塞都市を含めてライン沿いの様々な場所で税を徴収した³¹⁾。

さらに政治的、裁判的権威も大司教に譲渡された。大聖堂と修道院に対するインムニテートの賦与は12世紀には全く一般的なものであった。そのような賦与はいかなる正規の国王の役人であれ、いかなる公的な理由でも当該のシュティフトに干渉することを防ぎ、影響を及ぼされる土地の住民についての政治的監督を受領者に与えた。フランク族の伯はなお9世紀には comes Coloniae と言及されているが、10世紀には姿を消している。大司教は、都市とそれを取り巻く地域いわゆるブルクバン Burgbann またはケルンの都市管区 districtio urbis から彼を首尾よく排除したのである。以前のケルンガウの伯は今やギルガウ Gillgau の伯となっている³²⁾。

大司教のブルクバンは市壁を越えて広がり、彼はこの地域において実効的支配を持った。大司教はガウグラーフの裁判権を制限し続け、その結果ブルクバン（裁判区）を越えた一地域いわゆるバンマイレに関する直接的な裁判権を要求した。1237年には大司教は皇帝とその息子達にバンマイレ Bannmeile（禁制区域）内で裁判を開催する彼の権利を承認させた。当時ケルン市民がベル村ーブルクバンの外部ではあるが、バンマイレ内であった一にある大司教裁判所に召還され得るかどうかは問題であった。市民は大司教コンラート Conrad が市民を都市外部の裁判所に召還する権利を放棄した1239年にこの争いに勝利した。これはブルクバンとバンマイレが一致しなかったことを示しているのではあるが、この事態は以下のように説明できよう。ブルーノがブルクバンをケルンガウから切り離した後、大司教はガウグラーフの権力を制限し続け、彼をケルンの南部と南西部から排除し、封建的にケルン北部に属領せしめたのである。大司教の直接の監督下に位置したこの新たな地域が、

おそらくバンマイルであった³³⁾。

このように都市と農村を包括し，都市にいかなる特殊な地位も承認しないフランク族のガウから都市裁判管区を治外法権とする事は，ケルンの都市的な特殊な発展の重要な印である。都市は独自の裁判管区となり，そのことは当時において特別な行政区であることを意味していた。都市の裁判共同体は，その内部では様々な性質の推進力の協調において以下に述べるような都市の全市共同体と特殊共同体が発展する枠組みを形成している³⁴⁾。

裁判権のうちで，上級裁判権は以下のように行使された。まず大司教は人を殺めることはできないので，裁判所を指導するのに俗人を任じた。おそらくこの官職はガウグラフがケルンから排除された10世紀に確立したものである。ラント貴族であるブルクグラフ³⁵⁾は，大司教によって指名され，裁判権と官職自体は国王によって賦与されたが，12世紀には大司教自身が国王裁判権を賦与している³⁶⁾。

刑事裁判はブルクバン内のブルクグラフの裁判所＝大聖堂の宮廷で執り行われており，その際には判決発見人としての参審人³⁷⁾が参加している。しかしながら民事裁判はフォークト Stadtvogt³⁸⁾の裁判所，都市内の聖マルチン St. Martin 大修道院，都市周壁外部ではあるがブルクバン内の聖パンタレオン St. Pantaleon，聖ゲレオン St. Gereon のような古いシュティフトで分担された。ブルクグラフとフォークトは共同して裁判の議長である。これらの裁判集会（Ding, wisshaftes, wizgeding）は年三回行われるのであるが，このもとで都市住民は裁判共同体ないしは裁判民団体 Gerichtsgemeinde として現れており，上級裁判（都市領主の裁判権の行使と大権行政）の際には共同決定をしている。しかしこれらは12世紀以降，ブルクグラフであるただ一人の議長のもとで行われている³⁹⁾。

このような全都市共同体の地域的基礎である全市的裁判民団体の地区つまりはブルクバンと個別共同体（各教区）ごとでの裁判の発見は，領主の裁判権のもとにあったとしても，これを共同体的活動と把握され得よう⁴⁰⁾。

3. 祭祀的・経済的中心地としてのケルン

一般に司教区内の下級中心地は教区であり，諸集落はそれに含まれる限り，教区強制の中心地である。そこで，各教区の信者は，教会での秘蹟の受領（礼拝式と埋葬）と派遣された聖職者に結びつけられており，それはとりわけ洗礼式と埋葬について言える。つまり司教教会は全教区についての儀式的性質の奉仕を行っているのである⁴¹⁾。

具体的には，大聖堂において司教は聖木曜日に病人への聖油 Krankenöl，聖油，そして洗礼者志願者への聖湯 Katechumenöl を与えている。この新たに聖別された油は遅くとも聖土曜日に司教区つまり聖油地区 Chrisambezirk の教区教会になければならない。というのはそれらがなければ新たな洗礼用聖水は教区教会において聖別され得ず，続いて洗礼用聖水の聖別の終わりに順に Katechumenöl，Chrisam そしてさらに二つの油が同時に水に注がれるからである。

744年3月2日の章にある勅令4において「教区にいる各々の司祭は司教に従順で服従しており，常に司教の正賓において利益と聖職の秩序を彼らの司教に委ね，聖油と油を取りに行く」⁴²⁾

またクサンテン年代記においてはミュンスター司教区の建設について次のように報告されている。

「この時司教リウドベルトゥス Liudbertus は・・・地位の秩序づけとグントハルの聖油教区を設置することによって東方に対して管理した」⁴³⁾とあり、さらにケルン大司教グントハル Gunthar が解任されると、彼は主の体と生まれ変わりの聖なる聖油ならびに清めの油を聖別するといった彼の任務を放棄した結果、ケルンの聖職者と民衆は、洗礼、懺悔、臨終の正資が受けられず嘆いている。「どこにもその職務から不安が抱かれないところはなかった。その大いなる理由は聖別者と聖油の聖別がないからである」⁴⁴⁾。よって司教座教会は崇拜財産の分配者の中心地として崇拜的様式の上級中心地として証明され、同時に聖油の聖別は司教の地位にとって重要であったことが窺われる。

ケルンはこの中心機能を維持し続けた。というのはケルン大司教はケルンの外部には聖別司教を置かなかったからである。818/9年の勅令によればもはや司教都市から4から5マイル以上離れて住んでいる司祭自身が聖木曜日に聖油を持ってくるのではなく、自身と8-10人の彼の仲間のために聖油を取りに行く一人の司祭 *decani* を決めなければならなかった。13世紀には司祭長が聖油を持ってきている。よってケルンの崇拜についての中心性の構造は、司教-司祭長-司祭という三段の階層制を持つ⁴⁵⁾。

そのほかにケルン教会組織の中心性を示している事例として、寄進地に立てられた教会に対する儀式的行事、教会法の適用、徴税権が提示される。8世紀の初め以来、国王、貴族の修道院の財産の上に立てられた教会の数が増加し、司教教会には相当の土地資産があった。それは制度的、財政的に確定し、設置された地方教区と大司教との諸関係を意味する。つまりケルンにおいては、古い教会法に適った慣習として一年の四半期に教会の聖別、信者の秘蹟が認められ、教会法 *Sendrecht* に従って違反の訓戒のため全司教区中の巡回が行われ、全ての十分の一税が司教に帰した。この権利は大司教の手にとどまり、たとえ教会を手放すとしてもそれは教会の所有権を手放すわけではなく、単に司教の監督権の下を離れることを意味するにすぎないので、その代償として十分の一税が司教区内の全教区教会に対して要求される。それは文書では *servitium* と呼ばれ、既に Anno のもとでそれは租税 *census* によってあがなわれている。つまりは大司教が訪問しようがしまいが固定税に従って四分の一期毎に徴収される税金であった⁴⁶⁾。

12世紀以前のケルン経済は自給自足的な農業経済であり、経済制度は古典荘園制であった。この経済制度において、都市所在の教会組織による市外での土地所有が中世初期においてはことに重要であることが理解される⁴⁷⁾。つまり教会または修道院が荘園領主となりケルン内外において荘園制度を形成しているのであるが、その例として聖ペトロ St. Peter 大聖堂、1180年からは都市周壁内に位置することになるシュティフト 聖ウルズラ St. Ursula、聖クニベルト St. Kunibert、聖ゲレオン St. Gereon、聖セヴェリン St. Severin が挙げられる。都市壁内では女性シュティフト聖ケリエン、修道院聖マリア・イム・カピートルそして聖パンタレオンの荘園制度が挙げられる。そしてこれらの土地所有は各々重心への財産集中を伴った分散財産であった。

聖ペトロ大聖堂の荘園は国王、世俗諸侯、司教自身の贈与によって集まったものである。これらの荘園のうちボン Bonn、ノイス Neuss、クサンテン Xanten のものは大司教の宮廷となり、ボン、レヘニヒ Lechenich、ノイス、ゾンス Zons、ケンブテン Kempten、ゾォースト Soest、レックリングハウゼン Recklinghausen、そしてメンデン Menden のものには、後に選挙公国 *Kurstaat* が置かれた⁴⁸⁾。

聖ウルズラは922年に、大司教ヘルマン Hermann により、ゲレスハイム Gerrresheim の破壊された修道院の修道女に譲渡されたものであり、それは聖ユングフラウエン St. Jungfrauen のシュティフトであった。修道女 *Kanonisen* はユングフラウエン教会の財産をも受け継ぎ、代わりにゲレスハイムのシ

シュティフトの全財産を放棄した。教会，宮廷，フーフェと隷属民を持ったそれ自体まとまった経済的統一から干し草三台分の牧草の分け前にまで及んだその財産は，南部のカイザースラウテルン Kaiserslautern（宮廷）から北部のブレー Blee（ライン川-ヴッペル Wupper の範囲）まで，そして西部のアルデンホーヴェン Aldenhoven（Julich 管区）から東部のショイアーフェルト Scheuerfeld（Altenkirchen 管区）に至る範囲を示す47箇所分散所領である。中部ラインとモーゼル川下流の遠隔地財産はとりわけ葡萄畑からなっており，森林財産は直接の隣接地にあった⁴⁹⁾。

聖ケキリエンは，929年に大司教ヴィッヒフリードによって開設され，都市ブリュールの荘園パルメルスドルフを果樹園，牧草地，二つの藪そして4人の隷属民 *mansi serviles* と10人の自由人 *ingenuiles* とその耕作者をともなった都市ブリュールの荘園パルメルスドルフを所有していたが，貧困であったので941年には修道女たちの懇願で以下の財産が賦与されている。ケルンガウにあるロンドルフ Rondorf の12の *Latenhufen*，不自由民 *mancipia* を持つ三つの荘園 *Hörigenhufen*，*Bocklemund* の農地を持つ教会。二つの特別な森林 *Sonderforsten* と二つの隷属民荘園 *Hörigenhufen*，*Frechen* にある四つの隷属民フーフェと五人の使用人を持つ三つの *Latenhufen*，ケルンガウのケンデニヒ *Kendenich* の領主の荘園からの全ての十分の一税，ボンガウにおける十分の一税を持ったブレニッヒ *Brenig* の教会，レンス *Rhens* の三つの葡萄畑への関与，荷車六台分のワインがあげられる⁵⁰⁾。

聖ゲレオンは，男性シュティフトないし，男性修道院のうちで最も富裕なものであり，387箇所に財産を持ち，それは13世紀には500-600フーフェと見積もられる。地所は，ニーダーライン左岸と北アイフェル *Eifel* において密な分布を示しており，マース川まで孤立散在した地所が及んでいた。ライン右岸の山地地方においても多くの地所があり，それらはヴェストファーレンにおいて次第に減少している。しかしニーダーライン左岸のビュンデリッヒ（マインツ近傍の最も南部の荘園）とラインヘッセンにあるブーベンハイムはシュティフトの主な穀物荘園に属しており，後者のもとではワイン栽培も非常に重要であった。1223年には21の上級裁判所 *Berzdorf*，*Bubenheim b. Bingen*，*Bud-erich*，*Derichsweiler*，*Ensen*，*Gereonweiler*，*Giesenkirchen*，*Hausen*，*Happendorf*，*Holzweiler*，*Junkersdorf*，*Kirchedaun*，*Kriel*，*Lowenich*，*Merheim*，*Mohnheim*，*Nackenheim bei Oppenheim*，*Nieder-Bachen*，*Okoven*，*Swisterberg*，*Weilerswist* を所持するに至っている⁵¹⁾。

聖セヴェリンの私的土地財産は804年に初めて言及されている。その教会の周囲にローマ期墓地の代わりに置かれたインムイテート領域は，おそらく初めから教会の財産であり，大きな葡萄園を含んでいた。そのシュティフトはラインの水車小屋と漁業特権，都市郊外である *Everich* (*Overich*，*Oversberg*)，*Bayen* そして *Thiedenhoven* に贈与品を所持しており，ケルンの南門前にあるシュティフトの菜園の一部を司祭長コンラートによって賦与されている。そのほかに葡萄農園とワイン税はモーゼル川中部，ライン川上部に位置していた。全体的にみればシュティフトの財産と収入はアーヘンからアルンスベルク，ゲルデルンからラインヘッセンまで散在している⁵²⁾。

聖クニベルト，その財産はケルンの周囲に集中し，中でも非常に有益な資産の部分は肥沃なギルバッハ溪谷 *Gilbachtal* におけるスヴィスト *Swist* とネットスハイム *Nettesheim* にあるハイメルツハイム *Heimerzheim* の荘園と教会である。世俗の中心であるシュティフト荘園は教会北部のトゥルムヒェンスヴァール *Thurmchenswall* にある。初期の財産は中部モーゼルつまりケルリンゲン *Kerlingen* の荘園とマリンゲン *Malingen* の教会を伴った荘園，そして南部のラインヘッセンから東部のゾォェーアの沃野にまで及んでいる。とりわけ聖クニベルトの教区は，都市壁の外部に村落リール *Riehl* を

伴った広いリール平野 Riehl Feld を包括していた⁵³⁾。

聖パンタレオンは24の上級裁判所と50箇所に及ぶ財産を所有している。多くの土地財産はそれに属するマウリティウス教区に属しており、それらは Weyer 通りと Walen 横町, Scharfpforte にあり、そして St. Mauritius の背後と Martinsfeld にある修道院に隣接する数多くの家、家屋の敷地そして葡萄園であった⁵⁴⁾。

ライン川の対岸にある修道院ドイツ Deutz は、1020年に偽造された建設文書によれば、43箇所における財産、1147年には62箇所のそれについての教皇の保証を挙げている。1200/1220年の不完全なリストはおよそ150箇所における1020人の公租支払義務者を挙げている。1200年頃のドイツの財産は、北方の低地地方—今日のユトレヒト州とゲルダラントの地所からモーゼル沿いの Kinheim, Urzig, Eden, Zeltingen, Rachtig まで—そして中部ライン—Bachrach, Kreuznach の範囲内にある Windesheim—にまで及んでおり、その大部分はライン右岸のジーク Sieg とリップペ Lippe の間にある。そのうち南部の財産はワインの供給、北部のそれはとりわけ塩の供給に役だっていた。またその供給システムは季節ごとの食料の需要を満たすものであったらしくとりわけ条件付きで貯蔵される卵、チーズ、魚、野菜のような食料品についていえたらしい⁵⁵⁾。

以上から中世初期に修道院またはシュティフトが中世都市ケルンの経済基盤形成のために促進的役割を果たしたことがうかがえよう。これらの全てに共通な経済基盤を挙げるとすればワイン畑、ここからの収穫物を集収するための運搬システムそして十分の一税が挙げられよう。

全てのシュティフトと修道院は、中部ラインとモーゼル川沿いの良好な場所、加えてケルン内部と直接の隣接地にもワイン畑を持っていた。1815年の統計的記述によれば、ケルン都市周壁内部に195モルゲンのワイン畑があった。都市内の全ての農業的土地利用面積は680ケルンモルゲン=215 ha であり、中世最盛期には農業的に利用された面積はより小さかったであろう。中世初期にはケルンのシュティフトもおそらくまだ彼らのワインの需要の一部は自家製で補うことを強いられていたであろう⁵⁶⁾。

ワイン商業は9世紀以来ライン川で証明されており、これらの財産の管理は、ヴィリカツィオンシステムによって分散されていたが、シュティフトや修道院自体は各々上級中心地を形成し、ワインを集収していた。このような広範な地域に分散したケルンの聖界荘園制の財産の性質からして、それらは数多くのケルンの運搬システムとケルンから荘園への視察旅行を前提としていた⁵⁷⁾。

最も重要な通商路として次の三本が挙げられる。第一に最も重要な「ヴェルデン近傍の橋 Brücke bei Werden」であり、これはルール川を越える道路であり、1065年には「ケルン街道 Köln Strasse」と呼ばれている。第二に「ライン沿岸でのモーゼル地方の停留所」と呼ばれ、10世紀の第一三半期に記された最初の聖ウルズラの受難は、バーゼル-ケルン-ティール・イン・ベトゥヴェーイングランドといった通商路を証明している。第三に「マーストリヒト-ケルン街道」があり、973年の Wildbann の記述に現れている⁵⁸⁾。

そのような事情はワイン運搬の場合だけではなく。というのは聖界荘園領主は商業も営み、貨幣地代と農業生産の一定の余剰をそのために自由に処分し、聖パンタレオンについて言えば、修道僧が彼らの使用人 Eigenleute を運搬ないし商業旅行に出していたからである。オットー1世はやむを得ぬまたは修道院の利用のために派遣された聖パンタレオンの die Leute の為に免税を承認した。この商業は利益はなく供給に役だっているが、しばしば商人の職業商業から区別されたであろう。そ

のため集荷市場が成立していたことが推測されよう⁵⁹⁾。

またケルンの修道院とシュティフトは、このようなヴリカツィオンシステムの他に十分の一税が重要な収入源をなしていた。例えばケルンの司教座聖堂参事会に関して、フランス革命によって廃止された十分の一税の損失は少なくとも年間総計1,070,819 Frs.の資本価値である⁶⁰⁾。

このような財源のもとにそれらは、教会をよい状態に維持し、照明そして飾りたてを行い、かなりの消費を促し、国王、大司教と並んでケルン工芸品の発注者として現れている。加えてケルンの金細工師は11,12世紀にドイツで最も能力あるそれであった。大きな物—携帯用祭壇、櫃—は注文を受けて作成され、多くの高価な物は今日なおケルン教会の財産である⁶¹⁾。なおその他にも従僕 *Gesinde*、客 *Gasten* そして定期的に援助された貧者 *Armen* を含む同居人、住民の生計を維持する事も優先的課題とされた⁶²⁾。

これまでの聖界土地財産についての報告から以下のことが明らかとなる。10世紀にはまだ多くの農業的、森林的に利用された広がり今日の都市区域内に存在していたが、11世紀には、新開墾地の十分の一税の賦与によって、ケルン近隣における開墾に伴う強度の入植が始まっていたことが分かる。さらに大司教座と都市的集落と並び古いシュティフトと修道院はとりわけ中世初期におけるケルンでの生活にとっては重要な経済的要素であった。つまり領主制内部の農業、手工業及び運搬を含む分業と領主の営む商業を基礎として所領の余剰生産物が販売される市場が修道院に存在しており、このためケルンに存立する所領の上級中心地としての修道院やシュティフトは、非農業的生活諸形態の開始に積極的な作用を及ぼしていたからである。

4. ライン郊外市の形成過程

第2節において大司教ブルーノの経済を主導した諸力について触れたが、本節においては商人地区である聖マルティン地区の形成過程における彼の促進的役割について述べる。彼はケルンの経済生活に最も強い衝撃を与えた人物とされるが、その第一の理由として、経済生活の場としてのライン郊外市の形成を促進し、大聖マルティンを建設し、地所の支配者として入植を指導したことが挙げられよう。

ローマ期までの市場は、ユダヤ人地区を伴った後の聖ラウレンティウス教区の一部であった。この地域は市場としては大きいはずもなく、技術的、現実的理由同様、空間的理由から拡張の試みはなされず、それは都市壁を越えたライン川に面した地域（つまり後のライン郊外市）で行われた。この地域は、ローマ期にはローマ市壁のすぐ東側にはライン川の分流が流れており、南北に長い長洲との間に港を形作っていた。この分流の埋立はフランク期である8世紀には始まっているが、初めは空間を作り出すという意図からではなく、ごみを捨てることによって埋まっていった。それは東部周壁の二つの主要な門である *Kornpforte* と *Marspforte* のすぐ前にある *Malzbuchel* のところと *Unterlan* の下で初めて生じた。考古学的調査により、既に8世紀に港の地域が後の古市場地域として埋め立てられ、ならされ、市場面積として使用されていたらしい。この *Unterlan* を中心とした古市場 *Altermarkt* が中世都市ケルンの最古の市場であることが推測される⁶³⁾。

ライン郊外市は常にローマ期の盛土 *Damme* により細分されていた。古市場 *Altermarkt* と後の乾草

市場 Heumarkt との間にはローマ期に建設された橋が存在し、このローマ橋は4-5 mの高さ、およそ40 mの長さでローマ期の湿船渠の上にかかっており、Marspforteを盛土に結び付けていた。それゆえ二つの市場を結び付けていた通路はローマ橋の下を通過していた。しかし盛土のすぐ北に位置していた Unterlan の地域は、最も早くごみで盛土の高さにまで満たされた。Unterlan はそれゆえ洪水の際にはより低い位置にある市場面積の間の島として現れるが、橋によって都市と結び付けられたままであった。このことからライン郊外市は本来統一的な大きな広がりを持っており、11世紀に初めて Unterlan の建設によって分けられたという推測は誤りであることが認識できる⁶⁴⁾。

なおライン郊外市の埋立の過程は以下の通りである。まず旧市の北側及び南側に堀が掘られ、いずれもライン川に排水された。そしてライン川に通じるには橋が架けられた。やがて北側の堀は埋め立てられ道路が作られ、当時「堀通り」と名付けられ、今日の Trankgasse になった。また南側の堀も一部を残して埋め立てられ、Filzengraben という道路が作られた。さらに旧市壁の東側にもわずかに離れて堀があり南北二つの堀に通じていたが、やがて小石と木材で埋め立てられ、乾燥されてケルン最古のツンフト特許状を誇る毛布工および敷布織布工ツンフトの会館敷地となるのである。かくて10世紀前半のうちに埋立事業が推進されたが、中州地はなお低い土地で、安定した土地になるのは11世紀半ば頃である⁶⁵⁾。その後初めて、この地に商人住宅が密集し、ケルンの商業はそこに集中するに至った。そして948年頃までに南側は旧城壁の東南角からライン川まで城壁を築き、ライン川と交わる地点に「サフィーン門」をまた北側は聖ペテロ聖堂の裏手にあたる位置から、まっすぐライン川まで城壁を築き、ライン川と交わる地点に「フランケン門」を作った。かくて「ライン外市」は、略奪者から保護されることになった⁶⁶⁾。

さらに大司教ブルーノは大聖マルティンを建設し、大司教エーベルゲールは989年にライン郊外市のほぼ全域で屋敷地代を現在の聖マルティン大修道院へ賦与し、11世紀には市場のほぼ中央に大司教の貨幣製造所を建設した。これはこの地域の開発の過程に属していたらしい⁶⁷⁾。大司教アンノー2世 Anno II は Unterlan の裁判権を彼の関税吏 Ludolf へと賦与し、独自の裁判官区を形成することになった。商人集落の重心はライン郊外市の南縁に形成されたが、ユダヤ人は一緒に移転しなかった。そして市場の南部である乾草市場は主要市場に発展し、それに対し北部は後になって発展し、12世紀には手工業者と小商人の居住地区の特徴を示している。郊外市の教区小聖マルティンはおよそ1080年の名簿者リストにおいて証明されるが、1170年代において市場に対応して教区も地誌的に二分されている。つまり境界線は教区小聖マルティンと聖ブリギダを分けるように、前述した盛り土に沿って Marspforte から東部のライン河岸へと引かれていた。大市場の南半は主として港湾区を成して大商人団の市街を構成し、「ライン郊外市」の最も繁華な市場地となっていた。これに対しその北半はユダヤ人街を含み、主として中小商人及び手工業者の居住地を構成していた⁶⁸⁾。

ここでいくつかの問題が検討されねばならない。まず Unterlan のみが独自の裁判管区であり、他のライン郊外市は上級裁判所の管轄下にあったということ。さらにこの地区の住民が屋敷地代を支払わなかったということはいかに説明されるか。つまり旧都市とその参審人団との法的融合が生じたのであろうかということである。

Unterlan が独自の裁判官区を形成した過程は以下の如くである。Unterlan の特別な地位は少なくともアンノー二世 Anno II の時代(1056/75)にまで遡るが、当時税官吏ルドルフに賦与されている裁判権はこの時期より存在しているのではないので、それはより古い基礎を持っている可能性がある。そ

の地区の以後の発達に錯綜している。1159年以後 Unterlan は自身で登記簿 Schrein を扱おうとしている。これに成功するのは14世紀中葉であり、それまでその地区の登記簿は聖ブリギダのそれに納められている⁶⁹⁾。

ルドルフと彼の後継者が裁判官として裁判を主宰し、共同体的主宰において決定し、住民は長の職をシュルトハイスに委託していた裁判を1244年までに開かなくなっている。ここで決定権を握ったのは Unterlan の家共同体 Hausgenossenschaft であった。Unterlan の住民は1185年以後の記載において「domini qui dicuntur huskennozze」と呼ばれていることから分かるように、それはこの地区における家屋所有者の共同体であり、その資産と声望によって秀でた者は12世紀には都市貴族の共同体に閉鎖化した⁷⁰⁾。

彼らがこのような特殊な地位にあったことは、その集落の年数と定住者の権利状態によって説明されよう。この地区では9, 10世紀にこの地区の指導的人物は教会従属民 homines ecclesiae であり、ミニステリアーレンにはならなかったが、ミニステリアーレン同様彼らは宮廷に仕える Hofleute として地代を免除された。よって彼らは富裕化し、社会的声望を得、政治的勢力に上昇したと推測される。

ここで Unterlan 住民にとって小聖マルティンへの登記はありえず、否、当然のことではあるが、彼らは決してこの商人教区の住民ではなかったことは無視されてはならない。彼らが旧都市のラウレンティウス教会においても活動していた登記簿記述者を招いたということを観察すれば彼らの教会同様共同体政策的方向ははっきりと認識されるであろう。つまり Unterlan の住民は、ライン郊外市南部に定着した他国者商人と融合するにはあまりにも「気位が高く」(Jakobs)、従って裁判区・教区として独自性を維持し、また自己の土地移転登記簿を持つとしたのである。最終的に1172年以前に大聖マルティン付設の教区教会である聖ブリギダ礼拝堂が教区教会に高められ、Unterlan は聖ブリギダに戸籍が置かれるに至り、最終的に14世紀中葉にそれに成功している⁷¹⁾。

他方、郊外市の南縁では Unterlan とは違った法律、社会に基づいて比較し得るような経過が生じていた。この地区では地代 Arealzins が徴収され最初に定住した住民は Unterlan 住民と違った権利を持ち、他の社会グループに属していた。12, 13世紀に小聖マルティン教区の住民は、ケルン人、ワロン人、ブラバント人、フラマン人、ザクセン人、フリーゼン人からなっていた。12世紀のギルドリストは50の出身地を挙げており、彼らは拠点を開発するために集住してきたと考えられる⁷²⁾。この地区では既に11世紀には富裕な商人がそのイメージを決定づけていたと言える。彼らはギルドに組織され、宗教的に小聖マルティンの周囲に集住し、大聖マルティンに屋敷地代を支払い、旧都市の上級裁判所に服し、領主の参審人団が彼らを代表していた⁷³⁾。

おわりに

本稿によって描き出された中世都市ケルンは従来のイメージとは大きな隔たりがあるといわねばならない。旧来の学説では中世都市には古代からの連続的要素は認められないとした。しかしローマ支配終焉期のケルンは断続的に占拠・破壊が行われたのではあるが、それは決して都市生活の断絶を意味するものではなく、その連続性はガラス工業の存続、地誌的な移動は見られるが行政機能の連続、大聖堂の形成過程、教会施設の展開から証明される。だが、ここで留意すべきは財政監督官、

護民官が設置されることによりケルンの自治行政は終息し、都市の自律性という点に関しては連続性は認められず、中世都市は古代都市そのままの再現ではないという点である。

9世紀にもノルマン人による破壊を経験するが、この時イニシアチヴをとり都市を再建したのが大司教であった。彼が都市的要素の維持に貢献したのはこの時だけではない。大司教ブルーノは貨幣鑄造権、上級裁判権といった国王大権を皇帝から委任され、これを基礎にしてバンマイレを形成し（ガウからの独立）、都市独自の法的地位を築き上げるに至った。各教区での秘蹟の受領がケルンより派遣される聖職者により執り行われること、そしてケルンが修道院やシュティフトといった荘園領主の上級中心であり、分散所領からケルンへの運搬システムが形成されていたという事実は、中世初期のケルンは祭祀的、古典荘園制的中心地として定礎されたことを示すものである。

都市領主、荘園領主主導の都市の確立という事実と、Unterlan住民の定住時期の古さ、法的状態、ケルン郊外市南縁の遠隔地商人達の法的状態を考え併せると、従来主張されてきた遠隔地商人主導による1074年の蜂起という学説はその根拠が弱いものとなる。つまり商業活動の中心地であるライン外市南半分は11世紀後半にようやく安定した土地となり、その地に定住したばかりの遠隔地商人が蜂起の際に全市民を統括・指導することは考えにくいからである。

以上に示された大司教、荘園領主による中世初期の都市経済の定礎、遠隔地商人定住地区の形成時期は、遠隔地商人による都市経済の確立、遠隔地商人主導の都市コミュニティといった旧来の都市研究に修正を迫っていると言えよう。

注

- 1) 林毅『ドイツ中世都市と都市法』（創文社、1980年）、216頁及び次頁。
- 2) 林、前掲書 217頁。； Otto Doppelfeld, Köln von der Spätantik bis zur Karolingerzeit, in : *Vor- und Frühformen der europäischen Stadt im Mittelalter*, Göttingen, 1975 S.111.
- 3) Doppelfeld, *a.a.O.*, S.111f.
- 4) 林、前掲書 220頁。； Koebner, *Die Anfänge des Gemeinwesens der Stadt Köln*, Bonn 1922 S.55.
- 5) 林、前掲書 221頁及び次頁； Doppelfeld, *a.a.O.*, S.113.
- 6) Doppelfeld, *a.a.O.*, S.112.
- 7) 林、前掲書 225頁及び次頁。
- 8) 林、前掲書 226頁及び次頁。
- 9) 林、前掲書 223頁。
- 10) 林、前掲書 227頁及び次頁。
- 11) Edith Ennen, Die Bedeutung der Kirche für den Wiederaufbau der in der Völkerwanderungszeit zerstörten Städte, in : *Gesammelte Abhandlungen zum europäischen Städtewesen und zur rheinischen Geschichte*, Bonn 1977, S.122.
- 12) Edith Ennen, Kölner Wirtschaft im Früh- und Hochmittelalter, in : *Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft*, Bd.1, Köln 1975, S.91f.; Paul Strait, *Cologne in the Twelfth Century*, Gainesville 1974, p.9f.
- 13) Doppelfeld, *a.a.O.*, S.113. ; 考古学, 地誌学の援用により古代中世間の連続性を論じているものは、瀬原義生『中世都市の起源－ライン都市－』立命館文学 405号 110-114頁参照。
- 14) Doppelfeld, *ibid.*
- 15) Doppelfeld, *a.a.O.*, S.113-116.

- 16) 異教徒であった貴族がキリスト教徒である皇帝に対する戦いにおいて宣伝手段として鑄造したもので、流通貨幣としては正式には認められていない。
- 17) Doppelfeld, *a.a.O.*, S.116.
- 18) Doppelfeld, *ibid.*
- 19) Doppelfeld, *a.a.O.*, S.117.
- 20) Doppelfeld, *a.a.O.*, S.117f. ; アルフォンス・ドブシュ『ヨーロッパ文化発展の経済的社会的基礎』（創文社，1980），160頁。：西部は今日 Auf dem Berlich と呼ばれていることから，当時は放牧地（ber= Eber：豚）があったと推測され，都市的連続性はみられないと考えられたが，ドブシュはこの見解に異議を唱えた。
- 21) Doppelfeld, *a.a.O.*, S. 118f.
- 22) Doppelfeld, *a.a.O.*, S. 120.
- 23) Doppelfeld, *a.a.O.*, S. 121.
- 24) Doppelfeld, *a.a.O.*, S. 123.
- 25) Doppelfeld, *ibid.*
- 26) Doppelfeld, *a.a.O.*, S. 124.
- 27) Hermannn Jakobs, *Verfassungstopographische Studien zur Kölner Stadtgeschichte des 10. bis 12. Jahrhunderts*, in : *Köln, das Reich und Europa*, Köln 1971, S.96- 99.; Hans Planitz, *Die deutsche Stadt im Mittelalter*, Böhlau 1954 S.39.
- 28) Jakobs, *a.a.O.*, S. 112.
- 29) Ennen, *Kölner Wirtschaft...*, S.92.
- 30) Strait, op. cit., p.9. ; *Monumenta Germaniae Historia Diplomata* II, S.566. 'omnique in mercatorio iure, quod antecessorum nostrorum industria Coloniae, Magontiae et Magadaburch videbatur esse concessum.'
- 31) Strait, op. cit., p. 9f.
- 32) Strait, op. cit., p. 10. ; Ennen, *a.a.O.*, S. 93. ; 宮下孝吉『西洋中世都市発達の諸問題』（一條書店，1963），187頁。
- 33) Strait, *ibid.*
- 34) Ennen, op. cit., p. 93.
- 35) 1032年資料初出。Friedrich Lau, *Entwicklung der kommunalen Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln bis zum Jahre 1396*, Bonn 1898, S. 5.
- 36) Strait, op. cit., p. 11. ; Lau, *a.a.O.*, S. 8.
- 37) 1103年資料初出。しかしより以前に確立していたであろうと考えられる。Strait, op. cit., p. 12. ; Leonhard Ennen und Gottfried Eckertz, *Quellen zur Geschichte der Stadt Köln* I, DuMont-Schauberg 1863-79, 601.
- 38) 遅くとも1061年以来ブルクグラフに対抗して現れており，大司教のミニステリアーレであった。
- 39) Strait, *ibid.* ; Lau, *a.a.O.*, S.5.
- 40) Ennen, *Kölner Wirtschaft...*, S. 93.
- 41) Edith Ennen, *Stufen der Zentralität im kirchlich - organisatorischen und kultischen Bereich*, in : *Zentralität als Problem der mittelalterlichen Stadtgeschichtsforschung*, Köln, Wien 1979, S. 16.
- 42) Ennen, *a.a.O.*, S. 16f. ; *Monumenta Germaniae Capitularia* I, S.29. 'Et unusquisque presbyter, qui in parrochia est, episcopo oboediens et ordinem ministerii sui episcopo reddat et crisma et oleo petat.'
- 43) Ennen, *a.a.O.*, S. 17. ; *Register Erzbischof Köln*, Nr.215, zu 867. 'Eo tempore Liudbertus episcopus...de distributione graduum et inspiositione crismali parrochiam Guntarii ab orientali parte procuravit.'
- 44) Ennen, *ibid.* ; *Register Erzbischof Köln*, Nr.239, zu 870. 'Ubi non spes fovebatur ex munere, mazime quia sanctificator et sanctificatio chris matis deerat cum opere.'
- 45) Ennen, *a.a.O.*, S. 17f. ; *Monumenta Germanie Capitularia* I, S.278. : 1450年頃Xantenの司教座聖堂首席司

- 46) Ennen, *a.a.O.*, S. 19.
- 47) Ennen, *Kölner Wirtschaft...*, S. 99- 101.
- 48) Ennen, *a.a.O.*, S. 100- 104.
- 49) Ennen, *a.a.O.*, S. 101.
- 50) Ennen, *a.a.O.*, S. 104. ; Ennen, *Wechselwirkungen Mittelalterlicher Agrarwirtschaft und Stadtwirtschaft aufgezeigt am Beispiel Kölns*, in : *Cultus et Cognition*, Warschau 1976, S. 134.
- 51) Ennen, *Kölner Wirtschaft...*, S.104f. ; Ennen, *Wechselwirkungen...*, S. 135.
- 52) Ennen, *Kölner Wirtschaft...*, S. 105.
- 53) Ennen, *ibid.*
- 54) Ennen, *a.a.O.*, S. 105f.
- 55) Ennen, *a.a.O.*, S. 108.
- 56) Ennen, *Wechselwirkungen...*, S. 136.
- 57) Ennen, *ibid.*
- 58) Ennen, *Kölner Wirtschaft...*, S. 113.
- 59) Ennen, *Wechselwirkungen...*, S. 137.
- 60) Ennen, *a.a.O.*, S. 136.
- 61) Ennen, *a.a.O.*, S. 137. ; Ennen, *Kölner Wirtschaft*, S. 113. ; Ennen, *Die Bedeutung...*, S. 120.
- 62) Ennen, *Wechselwirkungen...*, S. 136.
- 63) Jakobs, *Verfassungstopographische...*, S. 76f.
- 64) Jakobs, *a.a.O.*, S. 78.
- 65) Jakobs, *a.a.O.*, S. 77.
- 66) 伊藤栄『西洋中世都市とギルドの研究』（弘文堂書房, 1963）82頁及び次頁。
- 67) Jakobs, *a.a.O.*, S. 79. ; 商人定住区の形成過程については瀬原, 前掲書 114- 117頁参照。
- 68) Jakobs, *ibid.*
- 69) Jakobs, *a.a.O.*, S. 80.
- 70) Jakobs, *a.a.O.*, S. 82.
- 71) Jakobs, *a.a.O.*, S. 83.
- 72) Heinrich Reincke, *Kölner, Soester, Lübecker und Hamburger Recht*, in : *Die Stadt des Mittelalters* II, Darmstadt, CCXLIV, 1972, S.144. Anm.23.
- 73) Jakobs, *a.a.O.*, S. 88.